**コネスポメンバー規約同意・申込書**

コネスポ合同会社が実施するスポーツクラブ支援事業の目的および内容にご賛同いただいた上、コネスポメンバー規約に同意し、本事業のメンバーとして加盟することを申し込みいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名称 | (フリガナ)　  |
|  |
| 種　目 |  |
| 活動拠点 |  |
| 代表者氏名 | (フリガナ) |
|  |
| 代表者住所 | 〒 |
| TEL |  |
| E-mail |  |
| 会員情報 | 小学1年：　　　名 | 小学2年：　　　名 | 小学3年：　　　名 |
| 小学4年：　　　名 | 小学5年：　　　名 | 小学6年：　　　名 |
| 中学1年：　　　名 | 中学2年：　　　名 | 中学3年：　　　名 |
| 男子：　　　 　 名 | 女子：　　　　　名 | 指導者：　 　名 |
| 申込日：　　　　年　　　月　　　日 |
| 代表者氏名：　　　　　　　　　　　　 |



**コネスポメンバー規約**

この コネスポメンバー規約（以下「本規約」）は、コネスポ合同会社（以下「当社」）が提供する事業（以下「本事業」）の加盟条件を定めるものです。

1. （メンバー申込）
2. 本事業の加盟団体（以下「メンバー」）となることを希望するスポーツ団体は、本規約の内容に同意した上で、当社所定の方法により、加盟申込を行うものとします。
3. 加盟を希望するメンバーは、当社に対して次に掲げる事項を表明し保証します。
4. メンバー加盟の申込にあたり入力又は記載した情報が、真実かつ正確であること。
5. 本事業の加盟が第三者のいかなる権利も侵害しないこと。
6. 違法又は不正な意図をもって本事業を利用するものではないこと。
7. 加盟申込を行ったスポーツ団体は、当社が加盟の申込を承諾した時点で、本事業のメンバーとなります。
8. メンバーは、加盟時の情報内容に変更が生じた場合には、直ちに当社へ報告し、登録情報の変更手続を行います。
9. メンバーは、登録情報に不備があった場合、それに起因又は関連して損害が生じたときであっても、当社が何ら責任を負わないことに同意します。
10. （年会費）
11. 本契約は、甲による賛同の意思表示に対し、乙が承諾の意思表示をしたとき（甲および乙が本契約書に署名（記名）押印したとき）に有効に成立します。
12. メンバーが当社に支払う年会費は、下記金額とします。但し、当社は、当社の裁量によりメンバーに対し年会費の免除を実施することができるものとします。

金額　金　10,000円（消費税別）

1. 一旦納入した年会金は返還しません。
2. （会員情報の提供および更新）

メンバーは、当社指定の方法でメンバーに所属している会員情報を当社に提供することとします。

メンバーは、会員の新規加入、休会、または退会があった場合、当該月に当社へ報告するものとします。

1. （クーポンの配布）
2. 当社は、賛同パートナーから提供されるクーポンをメンバーに配布します。
3. 前項に定めるクーポンの種類および提供方法等は、当社および賛同パートナーが定めるものとします。
4. メンバーは、当社から配布されたクーポンを所属する会員に配布することとします。
5. 明らかに不適切と思われる利用と当社が判断した場合は、当社がクーポンの提供の停止、またはすでに提供済みのクーポンの取消を行うことができるものとします。
6. （個人情報の取扱）
7. 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」といいます。）にいう「個人情報」を指し、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号が含まれるものを指します。
8. 当社は、メンバーより提供された個人情報を、以下の目的で利用します。
9. メンバーの会員向けクーポンの提供のため
10. アンケート等の実施または分析
11. 個人を識別できない形式に加工した統計データの作成および、クーポン利用状況の把握・分析
12. サービスの改善や新サービスの開発等への活用
13. その他本事業に付随する業務の遂行
14. 当社は、賛同パートナーに個人情報を除いたメンバーに所属している会員IDを提供することがあります。賛同パートナーは、クーポンの利用状況の確認、および不正利用を防止する目的として、これらの情報を利用します。
15. （禁止事項）

本事業の利用にあたり、下記の行為に該当し、または該当する恐れのある行為を行ってはならないものとします。

1. 本規約に違反する行為
2. 法令に違反する行為
3. 公序良俗に反する行為
4. 反社会勢力に対する利益供与その他の協力行為
5. 他のメンバー、当社、または第三者の著作権、肖像権、プライバシー、財産などを侵害する行為
6. 他のメンバー、当社、または第三者を誹謗、中傷する行為
7. 他のメンバー、当社、または第三者に不利益を与える行為
8. 本事業の運営を妨害する行為
9. その他、当社が不適当であると認める行為
10. （退会）
11. メンバーは、退会を望む場合、当社所定の手続きに従い、退会するものとします。
12. メンバー資格は、メンバーから退会の申し入れがない場合、翌年度も自動更新とします。
13. メンバーから退会手続きがあった場合は、当社で当該メンバーの退会処理終了後、退会となります。退会後の情報のうち個人情報については一定期間経過後、当社にて削除するものとします。
14. （メンバー資格の抹消）

メンバーが以下の事項に該当する場合、当社は、メンバーの事前の承諾を得ることなく、メンバー資格を抹消することができるものとします。

1. 本事業の趣旨および目的に反する行為があった場合
2. 第6条の禁止事項、その他、本規約等に定める条件に違反した場合
3. 会員情報の不正もしくは虚偽の報告、その他の不正な行為またはその恐れのある行為があったと当社が判断した場合
4. 当社が定める各種規約等に違反した場合
5. その他、メンバー資格を維持・継続させることが不適当であると当社が判断した場合
6. （非保証・免責）
7. 当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負いません。
8. 本事業に関し、メンバーが他のメンバーとの間でトラブル（本事業内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わず、メンバー間のトラブルは、当該メンバーが自らの費用と負担において解決します。
9. （損害賠償責任）
10. メンバーは、本規約の違反又は本事業に関連して当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害（逸失利益及び弁護士費用を含みます。）を賠償しなければなりません。
11. 次項を除く本規約の他の定めにかかわらず、当社は、当社の帰責事由によりメンバーに損害を与えた場合、次の各号に掲げるときには当該各号に定める範囲でのみその損害を賠償する責任を負います。
12. 当社の故意又は重過失による場合：当該損害の全額
13. 当社の軽過失による場合：現実かつ直接に発生した通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除きます。）の範囲内とし、かつ1万円を上限とする
14. （秘密保持）
15. メンバーは、本事業に関して知り得た当社の秘密情報（本事業に関するノウハウ、当社のシステムに関する情報、技術上又は営業上の一切の秘密情報を含みます。）を、厳重かつ適正に管理するものとし、当社の事前の書面による同意なく第三者（当社の関連会社及び委託先を含みます。）に開示、提供及び漏洩してはなりません。
16. 次に掲げる情報は、秘密情報に該当しません。開示を受けた時、既に所有していた情報
	* 1. 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
		2. 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
		3. 開示された情報を利用することなく独自に開発した情報
17. メンバーは、当社の指示があった場合又は本契約が終了した場合は、当社の指示に従い速やかに秘密情報を、原状に回復した上で返却又は廃棄しなければならず、以後使用してはなりません。
18. （地位の譲渡等）

メンバー及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。但し、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編についてはこの限りではありません。

1. （本契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約成立時から本契約が終了するまでの間とします。なお、第9条（非保証・免責）、第10条（損害賠償責任）、第11条（秘密保持）、第12条（地位の譲渡等）、第14条（専属的合意管轄裁判所・準拠法）、本条、第15条（その他）の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

1. （本事業または本規約等の変更等）

当社は、合理的な事前予告期間を設けたうえで、本事業の内容または本規約等を任意に変更することができるものとします。

当社が本事業の内容または本規約等を変更する場合、事前に通知するものとしま

す。かかる通知が行われた後に本事業をご利用になる場合には、変更後の本事業の内容または本規約のすべての記載内容に同意したものとみなされるものとします。

1. （専属的合意管轄裁判所・準拠法）

当社とメンバーとの間で本規約等に関連して紛争が生じた場合は、当社所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所としまう。また、準拠法は、日本法とします。

1. （専属的合意管轄裁判所・準拠法）
2. メンバーは、本規約に定めのない事項について、当社が細目等を別途定めた場合、これに従います。この場合、当該細目等は、本規約と一体をなします。
3. 細目等は、当社所定の箇所に掲載した時点より効力を生じます。
4. 細目等と本規約の内容に矛盾抵触がある場合、本規約が優先します。

制定日：2022年7月1日